

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、喜多方市男女共同参画推進条例（平成18年1月4日喜多方市条例第5号）の趣旨に基づき、本市、市民、事業者及び市民団体が、市民一人ひとりの人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 性的マイノリティ 性的指向（どのような性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。）又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が多数者と異なる者をいう。
- （2） パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって継続して生計を共に生活している又は生活することを約束した、その一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- （3） ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子（養子を含む。以下同じ。）、親（養親を含む。以下同じ。）その他市長が認める者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）と家族として協力している又は協力し合うことを約束した関係をいう。
- （4） 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを、市長に対して誓うことをいう。

（要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- （2） 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
- （3） 双方に配偶者がいないこと。
- （4） 双方とも他の者とパートナーシップ又は事実婚の関係にないこと。

(5) パートナーシップにある当事者同士が民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻を禁止されている関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

2 ファミリーシップ対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有している（単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により、一時的に市外に住所を有する場合を含む。）又は 2 週間以内に本市への転入を予定していること。

(2) パートナーシップにある者以外の者とのファミリーシップの関係にないこと。

(3) 満 15 歳以上の子、親等の場合は、ファミリーシップにあることに同意していること。

(4) 未成年の子の場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第 4 条 パートナーシップの宣誓をしようとする者のプライバシーに配慮し、原則ウェブサイトを通じて宣誓することとし、宣誓しようとする者は本市が指定するウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）において、必要事項を入力するとともに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 前条の要件を満たすことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本

(3) 宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍である場合は、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等及び当該書類に係る日本語の翻訳者の氏名が記載された翻訳文

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、前項のほか、ウェブサイトにおいて、必要事項の入力及びファミリーシップ対象者が満 15 歳未満の子である場合は、パートナーシップの宣誓をする者のうち少なくとも一方と生計が同一であることを証する書類を市長に提出しなければならない。

3 宣誓をしようとする者は、必要事項の入力に併せて、次に掲げる本人確認書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が表示されたもの

(2) 前号に掲げるものに準ずるものとして市長が認める書類

（証明書等の交付）

第 5 条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓フォームの入力事項、添付書類等を確認し、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第 3 条に掲げる要件を

満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第2号。以下「カード」という。）を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第6条 証明書等の交付を受けた宣誓者において、当該証明書等を紛失、損傷又は汚損等を理由にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付を希望する場合は、ウェブサイトを通じて再交付を申請するものとする。

（宣誓書記載事項の変更）

第7条 宣誓者は、次条第1項各号に掲げる場合を除き、宣誓した事項に変更があった場合は、当該変更内容がわかる書類を添付し、ウェブサイトを通じて変更を申請しなければならない。この場合において、変更する事項が証明書等に記載されている事項に関するものであるときは、交付を受けた証明書等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けた場合は、必要に応じて証明書等を再交付するものとする。

（証明書等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ウェブサイトを通じての申請に加え、交付を受けた証明書等を市長に返還しなければならない。

（1）パートナーシップを解消したとき。

（2）一方又は双方が市外へ転出したとき（単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く）。

（3）一方の死亡後に新たなパートナーシップを宣誓するとき、又は、民法第739条に基づく婚姻の届け出をするとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、ウェブサイトを通じた申請及び証明書等を受理した場合、パートナーシップであった者及びファミリーシップであった者の全てに対してパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届出受理通知書（様式第3号）を発出するものとする。

（宣誓に関する申立て）

第9条 宣誓に氏名等を記載されたファミリーシップ対象者は、ウェブサイトを通じて市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立てをすることにより、証明書等から当該氏名等を削除するよう申立てをすることができる。ただし、未成年の子は満15歳に達した日以降に申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定により申立てがなされたときは、宣誓者に対し、既に交付している証明書等の返還を受けたうえで、当該ファミリーシップ対象者の氏名等を削除した証明書等を交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓等の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓者が第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から1箇月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 証明書等の不正使用(複製、改ざん等を含む。)、濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。
- (5) 前条の規定により、申立てがなされた場合に、宣誓者が既に交付されている証明書等を市長に返還しないとき。

2 前項の規定により無効とした宣誓に係る宣誓者は、証明書等を返還しなければならない。

3 第1項の規定により無効とした宣誓に係る証明書等の交付番号は、本市公式ホームページ等により公表するものとする。

(準用)

第11条 第4条第3項の規定は、第7条の規定により証明書等の再交付を申請する場合、第7条の規定により記載事項の変更を届け出る場合、第8条の規定により証明書等の返還を届け出る場合及び第9条の規定により申立てをする場合について準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

宣誓No. 宣誓年月日 年 月 日

氏名 様 氏名 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、上記の者は、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、本市においてパートナーシップの関係にあることを宣誓したことを証明します。

年 月 日

喜多方市長

次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束し、本市においてファミリーシップの関係にあることを宣誓したことを証します。

氏名 様 氏名 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届出受理通知書

年 月 日

氏名 様

喜多方市長

下記の者からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届出を受理しましたので、喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

届出人

氏名

届出受理日

令和 年 月 日

【届出を受理したパートナーシップの情報】

宣誓No.

宣誓年月日 年 月 日

氏名 様

氏名 様

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日